

令和7年4月15日

令和7年度「視覚障害者移動支援従事者（同行援護従業者）資質向上研修」
の開催について

令和7年度「視覚障害者移動支援従事者（同行援護従業者）資質向上研修」の実施に必要な事項については、日本視覚障害者団体連合より、下記のとおりであると連絡を受けておりますので、各都道府県におかれましては、内容をご確認の上、参加申込の手続き等をお願いいたします。

記

1. 参加申込の流れ

＜都道府県がとりまとめる場合＞

- ① 都道府県は管内市区町村、事業所（移動支援・同行援護従業者養成研修実施事業所、同行援護・移動支援事業所）及び視覚障害者団体等に参加者推薦依頼をする。
- ② 管内の市区町村、事業所、視覚障害者団体及び個人は都道府県へ申込みを行う。
- ③ 都道府県は参加者をとりまとめ、日本視覚障害者団体連合に電子メールまたは郵送にて以下の必要書類を送付する。
 - ・「一般の部・視覚障害当事者の部」
 - 申込票（別紙1－1Aもしくは1－1B）と養成研修従事証明書（別紙1－2）
 - ※メールの表題は、「都道府県名：資質向上研修申し込み」と明記する。
- ④ 日本視覚障害者団体連合は都道府県に電子メール、受講者（申込票記載のメールアドレスと住所宛て）に電子メールと郵送で受講決定通知を送付する。

＜日本視覚障害者団体連合へ直接申し込む場合＞

- ① 事業所、視覚障害者団体または個人は日本視覚障害者団体連合に以下の必要書類を電子メールまたは郵送で送付する。
 - ・「一般の部・視覚障害当事者の部」
 - 申込票（別紙1－1Aもしくは1－1B）と養成研修従事証明書（別紙1－2）
 - ※電子メールの表題は、「資質向上研修申し込み」と明記する。
- ② 日本視覚障害者団体連合は受講者（申込票記載のメールアドレスと住所宛て）に受講決定通知を送付する。

2. 受講料

受講料は受講決定後速やかに指定の口座に振り込むものとします。受講料を都道府県が負担される場合には、その旨日本視覚障害者団体連合までご連絡ください。なお、受講生の都合で途中欠席等により修了できなかった場合も、受講料は全額納付することとし、返金はいたしません。

・一般の部

全日程受講 40,000円 / 講義のみ受講 25,000円

・視覚障害当事者の部

全日程受講 35,000円 / 講義のみ受講 20,000円

3. 受講決定

受講の可否は、いずれの場合も受講希望者に通知を送付します。

都道府県に対しては、受講の可否について電子メールで通知します。

4. 研修修了後の「修了証」等の発行等について

(1) 研修修了者には、日本視覚障害者団体連合会長及び同行援護事業所等連絡会会長の連名で「修了証」を発行します。ただし、遅刻・早退や受講態度が著しく悪い者については「修了証」を発行しない場合があります。

(2) 修了者の内、主催者が同行援護従業者養成研修の指導者としてふさわしいと認めるものについては、日本視覚障害者団体連合会長及び同行援護事業所等連絡会会長の連名で「視覚障害者ガイドヘルパー養成指導者認定証」(以下「認定証」)を発行します。
「認定証」を発行した者については、同行援護従業者養成研修の講師として積極的に活動していただくため、都道府県ないしは、養成研修実施事業者、障害者団体等へ通知する場合があります。

(3) 都道府県に対しては、「修了報告書」を電子メールで送付します。

<お問い合わせ先> 社会福祉法人 日本視覚障害者団体連合 事業部

メール: jigyoun@jfb.jp 電話: 03-3200-0011(内線1)